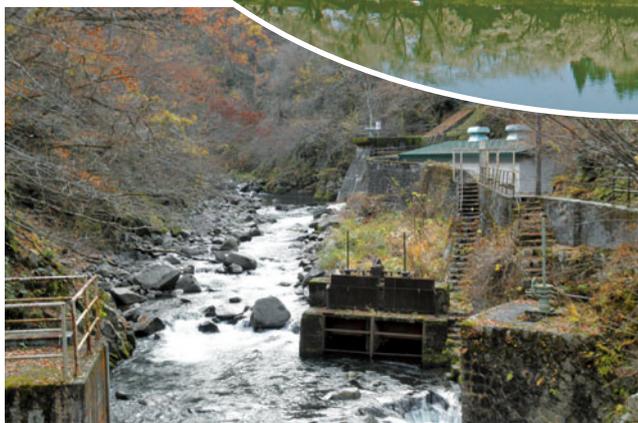


西会津町歴史文化基本構想



平成30年3月
福島県西会津町

序 文

西会津町は福島県の北西部、新潟県との境に位置し、越後から会津への人、物の交通の要衝として、古くは縄文土器の時代から、古文書によれば藩政時代には越後街道や越後裏街道が利用され、人の往来や廻米、塩、海産物などが各駅所と荷駄にかかわる人々に活気をもたらしていました。

時代が変わり、交通も鉄道の開通や自動車の普及により、物流形態も変化し、さらに昭和29年の町村合併により1町9ヶ村が西会津町としてスタートした頃、日本の高度経済成長期が始まり、全国の地方から若い労働力が都市部や工業地域などへ流れ、農村も構造改善事業が進められ、農業の機械化により、労働力を都市部へ提供してきました。同時に新生活運動が進められ農村の近代化が推進されたが、一方で神仏に祈り、自然の摂理の中で育ててきた農村の営みを生活改善という名のもとに簡素化・統一化し、地域の特色ある自然とともにある暮らし、祈りとともにあるくらしまで簡略化してしまい、今になって目の前にある祠が何を祀っているのか、村の入口にあった馬頭観音や日待供養塔が何の意味をもっているのか知っている人がほとんどいない状況になってしまいました。

本町では昭和60年度から町史編さん事業を始め、25年をかけて本巻・別巻あわせて13巻の町史を刊行したところでありますが、すでに、初刊の民俗編・旧町村沿革編で記録できた民俗行事等が途絶えてしまっているところもあります。さらに、近年の急激な少子高齢化の進行による人口減少は極めて深刻で、小さな集落では年中行事の維持以前の集落機能の維持が懸念される所もあります。

一方で、集落独自で地域を見直し、年中行事を復活・継続したり、町・県の補助事業を利用して地域遺産の発見とその活用により地域おこしに取り組む自治体・地域が増えてきています。

本町としても今一度町史に光をあてるとともに、指定・未指定の文化財とその周辺環境も含めて社会全体で総合的に保存・活用していくため、文化庁が提唱する「歴史文化基本構想策定事業」の採択を受け、平成27年度から3年間の継続事業として取り組み、今後の文化財行政のマスタープランとなるような構想の策定にあたりました。

事業の実施にあたりましては、文化庁をはじめ福島県教育委員会のご指導のもと、学習院大学教授(福島県立博物館長)赤坂憲雄先生を委員長とする西会津町歴史文化基本構想等策定委員会委員、同文化財調査部会委員の皆様には会議ならびに調査等で精力的に活動いただきました。また町民の皆様には調査等にご協力を賜りました。各位に御礼申し上げます。

今後は、この基本構想を具現化するべく、引き続き具体的な行動プランを実施していく所存でありますので、各位におかれましては、一層のご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

西会津町長 薄 友喜

歴史文化基本構想の策定にあたって

文化財は有形であれ無形であれ、地域社会にとっては、そこに暮らす人々がみずからのアイデンティティ、つまり自分が何者であるかを語るための大切な拠りどころであり、宝物のようなものです。その文化財をめぐる状況はいま、大きく変化しつつあります。たとえば、縄文土器はそのかけらを残らず保存してきましたが、あまりに膨大な量となり、最近ではそれを活用しながら保存する方向へと模索が始まっています。文化財の扱いは、大きくは単なる保存から、活用・継承しながらの保全へと転換されようとしているのです。歴史文化基本構想の策定は、それぞれの地域社会がみずからの文化財（指定されているものも、まだ指定されていないものも含めて）を、どのように保存・活用・継承してゆくかを考えるきっかけとなります。

西会津町でも、この歴史文化基本構想の策定のプロセスにおいて、町のさまざまな文化財の現状を再確認することから、活用と継承への道が探られました。指定されてから長い年月がすぎて、所在確認がむずかしいもの、損傷が激しいもの、すでに存続が危ういものなどが、少なからず見つかっています。指定を解除すべきものもありそうです。その意味合いでは、文化財は活用しながら継承・保全してゆくことが必要となっているのです。指定して終わりでは、文化財保存についての責任は果たされません。むしろ、そこでは文化財を扱う専門的な技能をもつ者、つまり学芸員がつねに寄り添い、細心の注意を払いながら、活用のあり方を検討してゆかねばなりません。

西会津町の歴史文化基本構想等策定委員会では、文化財行政を支えてこられた人々から、文化・芸術を掘り起こし、観光と繋ぎ、地域づくりに役立てようとする人々まで、多様な背景をもつ方々が議論を重ねました。その成果はこの報告書のなかに提示されていますので、ぜひ、御一読をいただければ幸いです。

ここでは、「にしあいつ物語」という切り口によって、地域の有形・無形の文化財を掘り起こし、繋ぎ、活用するための方法的な模索がおこなわれています。それぞれの文化財を孤立したままに保存するのではなく、埋もれている文化財も含めて、多様な文化財をまとまりのある形で活用・継承してゆくために、文化と地域づくりと観光を串刺しにして、地域に生きるアイデンティティの拠りどころとなるような「物語」を創りたい、と考えたのです。それをとりあえず「にしあいつ物語」と名づけました。いま「にしあいつ物語」は始まったばかりですが、これから多くの人の手によって育てられ、町づくりの財産目録やデータバンクとして活用されるようになってほしいと願っています。

それにしても、残念なことに、西会津町には歴史と文化の学びと広報の拠点となる場所がありません。それゆえ、その活動拠点としての「歴史文化の館」が必要であるという提案がなされています。しかし、それは巨大なミュージアム施設ではなく、5つの地区を結んで、分散ネットワーク型の新しい構想のもとにデザインされるべきだと考えています。

西会津町には、分厚い歴史と文化の蓄積があり、その多様性によって織りなされる地区ごとの固有のたたずまいや景観は魅力的なものです。ただ、それをそこに暮らす人たちが輪郭鮮やかに語り出すといったことには、必ずしも関心が向けられてきませんでした。そうする内に、過疎化や少子高齢化の波に洗われて、継承されるべき豊かな文化財が埋もれ、失われて行こうとしているのは、いかにも無念というほかありません。「歴史文化の館」を中核として、5つの「地区の館」を有機的に繋ぐ分散ネットワーク型の、いわば西会津町全体を生きたままにまるごと文化観光ミュージアムとしてデザインするような試みが求められています。

すでに、町内ではさまざまな形での試行錯誤が繰り広げられています。それらの小さな動きを支え、繋ぎ、より大きな広場創りへと育てていくことです。ゼロからの出発ではありません。共同の力が紡ぎ出す新しい風景に眼を凝らすことにしましょう。

汝の足元を深く掘れ、そこに泉あり。

平成30年3月

西会津町歴史文化基本構想等策定委員会
委員長 赤坂 憲雄

例 言

1. 本書は福島県耶麻郡西会津町の歴史文化基本構想をまとめた報告書である。
2. 本構想は福島県耶麻郡西会津町教育委員会生涯学習課（以下、「生涯学習課」と記す）が中心となり、平成27年度から平成29年度の3ヶ年で策定した。
3. 本構想の策定事業は、文化遺産総合活用推進事業（歴史文化基本構想策定支援事業）の採択を受けて、文化庁により文化芸術振興費補助金の交付を受けて実施した。
4. 本報告書の執筆担当は下記のとおりである。なお、図表の作成や全体の編集は生涯学習課が行った。
 - 第1章…生涯学習課
 - 第2章…田崎敬修、佐藤美恵子、生涯学習課
 - 第3章…生涯学習課
 - 第4章…田崎敬修
 - 第5章…田崎敬修
 - 第6章…田崎敬修、河瀬博雅、長谷川廣志、折笠 匡、伊藤光吉
樽井清市、田崎宗作、佐藤 泰、長谷沼清吉、星 眞智子
矢部征男
 - 第7章…田崎敬修
 - 第8章…田崎敬修
 - 第9章…田崎敬修
5. 本報告書の一覧表等に掲載してある歴史文化遺産は3ヶ年の策定事業の中で把握することができたものをまとめたものである。今後、確実に歴史文化遺産が増えていく性格を備えた暫定的なものであることをあらかじめご了承ください。
6. 本文中に身分や職業、身体の障がい等に関する差別的な用語が記されている場合があるが、史実や調査内容を忠実に報告する立場からそのまま使用したもので、これらの差別を決して容認するものではない。
7. 本構想の策定並びに本書の作成にあたり、多くの関係者や関係機関、町民の皆さまから多大なるご協力を賜った。ここに記して心より謝意を表したい。

目 次

| | |
|--------------------------------------------|-----|
| 第1章 西会津町歴史文化基本構想の趣旨と目的、行政上の位置づけ | 1 |
| 第1節 歴史文化基本構想の趣旨と目的 | |
| 第2節 歴史文化基本構想の行政上の位置づけ | |
| 第3節 歴史文化基本構想策定の経過と体制 | |
| 第2章 西会津町の歴史文化を育んだ背景 | 5 |
| 第1節 自然的背景 | |
| 第2節 社会的背景 | |
| 第3節 歴史的背景 | |
| 第4節 歴史的背景と地域区分 | |
| 第5節 西会津町の食文化 | |
| 第3章 歴史文化遺産の把握 | 27 |
| 第1節 歴史文化遺産の定義 | |
| 第2節 歴史文化遺産に関する基礎資料 | |
| 第3節 西会津町の指定文化財 | |
| 第4節 未指定文化財の把握 | |
| 第4章 歴史文化を活かした町づくりの考え方 | 34 |
| 第1節 中核となる考え方 | |
| 第2節 基本方針 | |
| 第3節 基本方針具現化の方策 | |
| 第5章 西会津町の歴史文化の特徴 | 40 |
| 第6章 にしあいづ物語100選 | 43 |
| 第1節 各地区のにしあいづ物語5選 | |
| 第7章 関連文化財群の考え方 | 104 |
| 第1節 関連文化財群の考え方と設定の方針 | |
| 第2節 西会津町の関連文化財群 | |
| 第3節 歴史文化保存活用区域と関連文化財群 | |
| 第8章 にしあいづ物語100選活用事例 | 121 |
| 第1節 心の豊かさで元気 | |
| 第2節 交流人口の増加で元気 | |
| 第9章 文化財の保存・活用・継承のための「管理・運営マニュアル」の考え方 | 128 |
| 第1節 地域の歴史文化にかかわる人々と役割 | |
| 第2節 ネットワーク型「にしあいづ歴史文化の館」 | |
| 第3節 文化財活用の方針 | |
| 第4節 地域の歴史文化継承のための協働体制の強化 | |

西会津町历史文化基本构想

平成30年 3 月

西 会 津 町

第1章 西会津町歴史文化基本構想の趣旨と目的、行政上の位置づけ

第1節 歴史文化基本構想の趣旨と目的

文化財とは、有形・無形を問わず、人類の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、学術的価値が高く指定されたもの以外にも、身近で地域の特性・魅力を持ち合わせ大切に守られてきた「地域の宝」などがある。

文化財の保護政策として、国は昭和25年度に制定された文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づき、文化財類型ごとの特性に応じ、文化財の保存・活用のための措置が講じられている。その後、時代の変遷に応じた改正がなされ、保護対象は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群という6種類の文化財に拡大され、埋蔵文化財と文化財保存技術を加えた現行制度が整備されている。

文化財保護法の制定以降、文化財保護制度は適宜充実されてきたが、社会環境の変化や価値観の多様化など文化財を取り巻く環境は大きく変化している。特に本町においては急激な過疎化や少子高齢化に伴う人口減少等を受けて、長い歴史の中で伝えられてきた文化財を、次の世代に継承していくことが困難になってきている現状がある。集落の人々の暮らしの中に埋もれている指定等がなされていない文化財については、その価値が見出されないまま失われつつある。しかし、一方で町民の間では、文化財や伝統的な文化の価値が見直されつつあり、各集落や地区で歴史文化を活かした地域づくりが実施されている事例もある。

本構想は、町内に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用し、地域おこし、町おこし、ひいては観光に活かすことを目的とする。

第2節 歴史文化基本構想の行政上の位置づけ

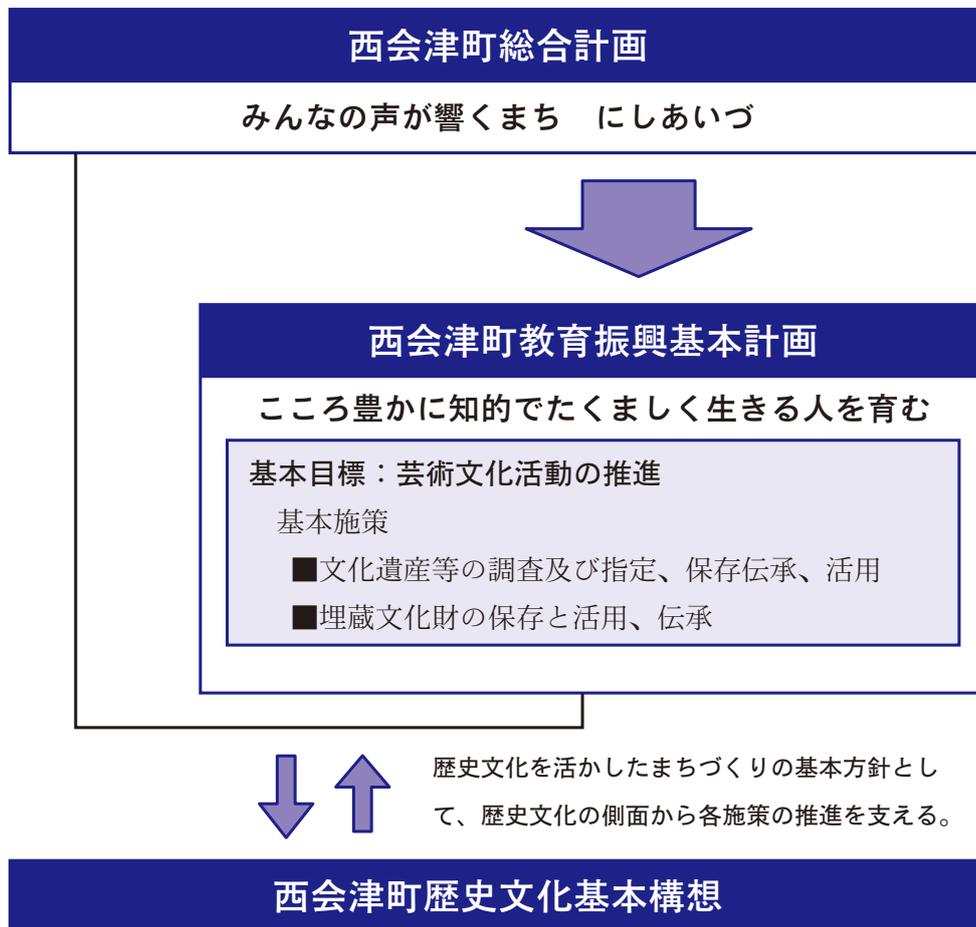
西会津町は平成16年9月に「西会津町自立宣言」をし、他の市町村とは合併せずに自立の道を歩むことを決めた。それ以来、協働によるまちづくりをルール化した「西会津町まちづくり基本条例」を制定し、その基本条例に基づき平成22年3月に「西会津町総合計画」を多くの町民の参加を得て策定した。総合計画は、基本計画(前期・後期)及び実施計画から構成されている。現在は後期計画の期間内にあり、平成27～30年度までを期間としている(当初は平成31年度までの5年間であったが、町の社会経済情勢の変動を鑑み、予定より1年早く次期総合計画の策定を行うこととなった)。

この総合計画では基本となる考えを「みんなの声が響くまち にしあいづ」と定め、3つのまちづくりが目指すものを掲げている。そのうちの1つ「こころ豊かな人を育むまちづくり」の取組みとして「芸術文化活動の推進」があり、具体的内容として、「町歴史文化基本構想の策定」があげられている。なお、後期計画の重点プロジェクトに「町民文化センター(仮称)の整備・推進プロジェクト」がリストアップされているが、歴史文化基本構想で歴史・文化財等資料の保存・展示・研究等の中心的な役割を持つ「歴史文化の館(仮称)」をその中に整備する

ことを追加提言している（第9章参照）。

また「西会津町総合計画」をもとに、西会津町教育委員会では教育振興のための施策に関する基本的な計画として「西会津町教育振興基本計画」を策定している。この教育振興基本計画では「こころ豊かに知的でたくましく生きる人を育む」を基本理念に、「学校教育の充実」「生涯学習の推進」「スポーツ活動の推進」「芸術文化活動の推進」「子育ての充実」の5つの重点目標が定められている。歴史文化に関する内容については「芸術文化活動の推進」の中で、「文化遺産等の調査及び指定、保存伝承、活用」「埋蔵文化財の保存と活用、伝承」の2つの重点施策を掲げている。

このように、「西会津町歴史文化基本構想」は「西会津町総合計画」並びに「西会津町教育振興基本計画」の理念・目標を実現するための“歴史文化を活かしたまちづくりの基本方針”であり、関連計画との連携・調整を図ることにより、歴史文化の側面から各施策の推進を支える役割を担う構想である。



第3節 歴史文化基本構想策定の経過と体制

西会津町では、過疎・少子高齢化などの影響により歴史文化を取り巻く環境が悪化し、今何らかの手当てをしなければ西会津町民の長い営みが忘れられてしまうという危機感を高め、西会津町文化財保護審議会への諮問・答申を受け、文化庁が提言する趣旨に賛同し、歴史文化基本構想等策定事業に取り組むこととした。

平成27年度から3年間の継続事業としての採択を受け、町では「西会津町歴史文化基本構想等策定委員会」を設置し、さらに下部組織として専門部会「文化財調査部会」を組織した。文化財調査部会では、2年目から委員を追加し、旧村単位のワーキンググループを組織して、現地調査と文化財等につわる物語の聞き取り調査や文章化にあたった。また、地域の物語の構成が決まると、町民の方に聞いてもらい、なおかつ新たな掘り起こしができないかと、5地区で全戸に参加を呼びかける「にしあいづ物語講座」を開催した。そして、基本構想案をまとめ、本町の計画策定プロセスを経て、報告書を作成した。

なお、策定委員会及び部会の名簿は次のとおりである。

■西会津町歴史文化基本構想等策定委員会 委員名簿

| | | | |
|------|-------|---------|---------------------------|
| 委員長 | 赤坂憲雄 | (民俗学) | 学習院大学教授、福島県立博物館館長 |
| 副委員長 | 田崎敬修 | (自然地理) | 西会津町文化財保護審議会副会長 |
| 委員 | 小林めぐみ | (美術) | 福島県立博物館主任学芸員 |
| 委員 | 長谷沼清吉 | (地方史) | 西会津町文化財保護審議会長 |
| 委員 | 佐々木長生 | (民俗学) | 西会津町文化財保護審議会委員 |
| 委員 | 矢部征男 | (歴史地理) | 西会津町文化財保護審議会委員 |
| 委員 | 佐藤光義 | (考古学) | 西会津町文化財保護審議会委員 |
| 委員 | 佐藤新一 | (地方史) | 民生委員、宝川自治区長 H28.6～ |
| 委員 | 堀口一彦 | (観光) | にしあいづ観光交流協会 H27.11～H29.8 |
| 委員 | 矢部佳宏 | (芸術) | 西会津国際芸術村 |
| 委員 | 小野木麗子 | (観光) | 茶房 石竹花 H28.5～ |
| 委員 | 星 眞智子 | (地域おこし) | 西会津国際芸術村 H28.5～ |
| 委員 | 佐藤美恵子 | (食文化) | 前地域連携販売指導専門員 H28.5～ |
| 委員 | 横山萌美 | (観光) | 地域おこし協力隊 H28.5～H29.3 |
| 委員 | 江田睦美 | (歴史文化) | 地域おこし協力隊 H28.5～ |
| 委員 | 佐々木祐子 | (観光) | 地域おこし協力隊 H29.4～ |
| 委員 | 新井田 大 | (教育行政) | 西会津町教育委員会教育長 H27.11～H29.8 |
| 委員 | 五十嵐長孝 | (教育行政) | 西会津町教育委員会教育長職務代理者 H29.8～ |
| 委員 | 新田新也 | (行政) | 西会津町参事兼総務課長 |
| 委員 | 大竹 享 | (行政) | 西会津町企画情報課長 H27.11～H29.3 |
| 委員 | 矢部喜代栄 | (行政) | 西会津町企画情報課長 H29.4～ |
| 委員 | 伊藤善文 | (行政) | 西会津町商工観光課長 |

■文化財調査部会 部会員名簿

[野沢地区]

田崎敬修、新田壽重、長谷川隆夫、岩原 稔、石川純一、大堀和子
岩原昭夫、小瀧達男

[尾野本地区]

折笠 匡、河瀬博雅、伊藤光希、田崎宗作、樽井清市、長谷川廣志
伊藤光吉、鈴木 洋

[群岡地区]

佐藤 泰、堀江 仁、齋藤和則、白井 守、廣瀬 渉、生江克志

[新郷地区]

長谷沼清吉、武藤勝英、星 眞智子、貝沼利則、薄 定雄、山口政信
武藤喜平

[奥川地区]

矢部征男(部会長)、岩橋義平、玉木達雄、井上軍八、五十嵐みや子
井上 忠、三瓶純一

※下線が引いてある部会員は策定委員会委員との兼任を表す。